



令和4年10月29日

佐野市議会議長 山菅 直己 様

新風 代表 春山 敏明

新風行政視察報告書

- 1 期日 令和4年10月26日(水)及び同月27日(木)
- 2 視察地及び視察事項  
京都府京都市  
「PFI手法による京都御池中学校・複合施設整備等事業について」
- 3 派遣委員 春山 敏明議員、横田 誠 副議長、田所 良夫議員、横井 帝之議員
- 4 視察概要 別紙のとおり

## 京都市視察概要

京都府京都市

### 京都市の概要

(令和4年3月1日現在)

- ・面積 827.83 km<sup>2</sup> ・人口 1,446,692 人 ・世帯数 728,500 世帯
- ・市政施行 1889年3月25日
- ・一般会計予算額 令和4年度：9203億6500万円 令和3年度：1兆5億600万円
- ・議員定数 67人

### 視察概要

「PFI手法による京都御池中学校・複合施設整備等事業について」

#### ○内容

京都市全体で、昭和33年をピークに子どもの数が減少し、14学区と5小中学校PTAから、3中学校の統合要望書が提出された。平成15年に3中学校を統合し、京都御池中学校を開校。当時、財政非常事態宣言から、平成14年6月に京都市PFI導入基本指針を策定し、PFI導入可能性調査を実施する。また、地元が「新中学校設立推進委員会」を設立し、新しい中学校のあり方や新しい校舎施設について議論をした結果、施設コンセプトに関する地元からの提案が挙がる。内容としては、「ひとづくり、まちづくりの拠点施設」、「都心部活性化、御池シンボルロードのコンセプトに寄与」、「将来の人口増や少人数教育に対応した施設」、「体験や交流等を通じた幅広い学習機会」が挙げられPFI実施方針に反映された。複合施設としての検討がなされ、「利便性に優れた敷地の有効活用」、「時代の教育に対応可能な機能性の高い学校」、「地域ニーズの高い公共施設の整備」、「御池通の賑わいの創出」を可能な複合施設として、以下の複合施設となった。「京都御池中学校」、「乳幼児保育所」、「老人デイサービスセンター」、「オフィススペース」、「賑わい施設」、「拠点整備倉庫」、「自治会・消防分団施設」、「観光トイレ」。(オフィススペースは生徒増加により教室への転用となった)

PFI事業としては、BTO方式が採用され、事業期間としては平成16年5月～平成33年3月までの約17年間(設計・建設2年、維持管理・運営15年)となり、事業費は約63億円になった。公共の業務としては中学校の運營業務が中心で、民間事業者の業務としては、京都御池中学校・複合施設の設計及び、建設業務、維持管理業務(保守管理、清掃等)とし、業務分担のポイントとして、中学校の運營業務は市が、老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターの運營業務は市が選定した社会福祉法人が行い、乳幼児保

育園は民営保育園が市の土地、建物の貸付を受け、運営となった。

#### ○所感

京都市初の複合施設 PFI 事業としての中学校となり、老人デイサービスセンターとの併設によりお年寄りはおもたれから元気がもらえ、子どもたちは思いやりの心が醸成できるという効果をもたらしている。また、賑わい施設は御池通りに面し、イタリアンレストラン、宝石店、ベーカリーカフェが入店し、通りに文字通り賑わいを演出している。今回の PFI 事業では選定された事業者が友好的な事業者だったと担当課長が言われており、施設全体の維持管理業務が効果的に運営されていたものと推測される。御池中学校は、3つの小学校との一貫教育が実施されており、小学校6年生が通う学校ともなっている。これにより中一ギャップの解消となり、スムーズに中学校への進学が可能となっている。6年生の生徒は各小学校の在籍となっており、教室も学校を表すクラスでの授業となっている。学校施設の問題点としては、校庭が狭いこと、地下駐車場が教員分の確保が出来ないこと。複合施設として地域に根差し、地元とコミュニケーションも取れる取組も実施されており素晴らしい事業と感じた。

## 新風 行政視察 春山敏明 所見

令和4年10月26日～10月27日に、京都市の「京都御池中学校複合施設整備等事業」における「PFI導入と効果等について」行政視察を行っての所見。

京都市においては、平成16年5月28日「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律(PFI法)を用い、整備事業者と平成33年(令和3年)3月31日までの17年間の期間として契約を結び行われてきた事業について伺った。

説明では、「複合施設の設計、建設を行った後、直ちに市に施設の所有を移転し、施設の維持管理を行う、BTO(Build-Transfer-Operate)方式」とのことでした。事業の実施にあたっては、「市は安定した事業の継続を図るため、融資企業から資金を調達する特別目的会社の上承を得て、優先融資を行う企業と直接協定を締結をしている。

直接協定の概要として、下記の内容等について相互に協議・確認のうえ協定を締結したとある。

- ①本事業契約書を遵守し、それぞれが義務を果たすこと。
- ②特別目的会社の円滑な事業遂行に協力すること。
- ③特別目的会社の事業実施状況及び財政状況等を監視すること。
- ④本事業の継続に関して、協議すること。

説明の中で印象に残った言葉として「民間の力において、PFIにはメリットがある」「月1・2回打合せを行ってきた」「長期計画の中で計画的に共有スペース管理を越えて、安定した管理が出来た」「用務員を置かないので、職員人件費削減が可能」等の言葉が耳に残った。